

第86号
平成29年5月

福利

おきなわ



Contents

平成28年度研修事業実施報告	2
平成28年度研修旅行参加者の声	4
スポーツ施設利用補助についてのお知らせ ..	5
ドック受診を希望した組合員の皆様へ	5
貸付けのご案内・貸付規程の一部改正	6
給付算定基礎額残高通知書の見方ガイド	7
マイナンバーの提供について	7

平成28年度の検認について	8
被扶養者の認定事務とは	8
資格喪失後の無資格受診について	9
傷病手当金（傷病手当金附加金）	10
3歳未満養育特例・平成29年度掛金率	11
読者からの投稿&投稿募集	12
福祉保険制度	12

笑顔をつくる元気マネジメントセミナー (メンタルヘルスセミナー)

メンタルヘルスの最新情報を学び、心のセルフケアを体験する

講師 産業カウンセラー 皆川 芳弘

開催日	会場	応募者数	受講者数
8/4(木)	名桜大学学生会館	41名	37名
8/5(金)	沖縄県教職員共済会館(八沙荘)	92名	71名



受講者の感想

- 運動療法のみで精神疾患が改善することを知り、運動と健康への意識が変わった。
- 寝付きが悪いので、筋弛緩法とても参考になった。講師の軽快なトークがとてもリラックスできた。
- 皆川先生のやさしい語りとても癒されました。笑顔をまねくプラスのストロークぜひ職場で取り入れたいと思います。
- 気づかぬうちにストレスがかかっている、今回学んだセルフケアを日常でもやってみたい。
- 一日笑顔で研修を受けることができました。家族にも同僚にも教えてあげたいと思います。

女性のための健康セミナー

女性としていつまでも輝けるためのヒント、
リフレッシュ体験を取り入れたセミナー

講師 メンポーズアドバイザー 樋口 恵子

開催日	会場	応募者数	受講者数
8/2(火)	沖縄県教職員共済会館(八沙荘)	179名	126名
8/3(水)	名桜大学学生会館	52名	46名



受講者の感想

- 女性としての健康の大切さ、ケアの方法が分かった。それも簡単でした。これからの毎日を楽しく快適に過ごしていけそう。
- 更年期のつらさは仕方がないものだと思っていましたが対処法があることを知った。
- 辞めてしまった運動を再開しようと思った。女性の体の変化についてとても詳しく教えてくれ、話も聞きやすく楽しかった。
- 気持ちの大切さを知りました。知識があるだけで違うと思うので、すごくよかったです。
- 年を重ねることに前向きになりました。自分の体にもっと大事に向き合いたい。

スマートライフセミナー

健康の保持増進と管理意識を高める健康教室

講師 保健師 松田 智見、管理栄養士 東金 真依
健康運動指導士 喜瀬 夏美・大城 幸枝

開催日	会場	応募者数	受講者数
8/1(月)	EMコスタピスタ沖縄	149名	65名
8/10(水)	ロワジールホテル那覇	202名	59名



受講者の感想

- メタボに該当しないと高をくくっていましたが、ロコモにはなるかもと危機感を持ち、生活を見直そうと思った。
- グループワーク、実技、講座と大変わかりやすく、充実した内容で有意義な研修でした。
- 自分の生活を見直し、意識してスマートな人生を歩みたいと思いました。少しずつながら運動を頑張ります。
- 食生活についても、調理方法を変えるだけでカロリーを減らすことができると知り、実践してみたいと思った。
- 沖縄県女性は夏だきりの時間が長いというデータに驚いた。食事と運動、バランス良く取り入れて生涯にも自信を持って健康についてアドバイスができるよう生活したい。



介護講座・介護実技研修

いま知っておきたい介護保険制度と車いす・ベッド
介助等の実技を習得する

講師 社会福祉士 中村 丘学
介護支援専門員 遠藤 賢吾

開催日	会場	応募者数	受講者数
8/12(金)	沖縄県教職員共済会館（八沙荘）	121名	55名



受講者の感想

- 保険制度のことから実際の技術の初歩まで広く学ぶことができ、支援や介護を必要とする自分にはピッタリの講座でした。
- 介護保険制度や認知症の理解などの概要がわかった。また、行政サービスの窓口も分かり助かった。
- 実技では、負担にならない体の使い方を知り介護に対する悪いイメージがそうではないと前向きになった。
- 自分自身が介護される立場の体験ができ将来的に抵抗なく介護者とやっていけると思った。
- 福祉、介護のプロから直接知識や実技を学ぶことができ、とても勉強になった。家族のために今すぐ実践したい。

生涯生活設計セミナー

年齢別ライフプラン(生きがい)・家計設計(経済)
及び食生活(健康)について学ぶ

講師 健康・生きがいづくりアドバイザー 植田 好男
ファイナンシャルプランナー 藤澤 稔

開催日	会場	応募者数	受講者数
7/27(水)	EMコスタピスタ沖縄	105名	67名
7/28(木)		122名	73名
7/29(金)		173名	70名



受講者の感想

- 自分の今までの人生を振り返ることができ、とても良かった。
- ゆっくりと自分自身の人生について考える時間と場が持てた。仕事をはなれて他の職種の方々とお話できたのもとても楽しかった。
- ライフワーク、生活設計について真剣に考えることが必要だと痛感した。
- 年金や税金等が具体的な数字でわかり、そこから今後の生活に備える事が見えてきた。
- 貯蓄の大切さがわかった。お金が必要な年齢を具体的に知ることができた。

平成29年度は上記のセミナーに加え
「保護者とのいい関係づくり」をテーマに
大阪大学大学院の小野田正利先生をお招きし、
ご講演いただくことになりました！
この機会に皆様のご応募お待ちしております！！

詳しくは“公立学校共済組合沖縄支部ホームページ”をご確認ください

申込期限：平成29年5月31日（水）必着

平成29年度
セミナー受講生
募集中!!



研修旅行参加者の声

宮城・岩手被災地研修

被災地の現状を見聞し、幅広く研修することで日常の教育実践に反映することを目的に開催しました。

宮城・岩手の被災地視察研修に参加して

金城小学校 与座 健太

私が大学を卒業した3月、東日本大震災が発生しました。震災から2週間が過ぎた頃、ニュース映像には避難所となっていた中学校の体育館で、卒業式が流れていました。被災して自宅を失った方、怪我を負った赤ん坊、子どもを亡くした保護者がいる中で、卒業生代表の生徒が「天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていく」と涙を必死に堪えて答辞を述べていました。この映像から実際に被災地に赴き、復興の様子を自分の目で確かめてみたいと思い、視察研修に参加しました。

今回、視察研修で周った地域の多くは瓦礫が撤去され、嵩上工事や防潮堤の建設が進んでいました。しかし、震災前にはあった家族や知人、学校、住宅、職場を津波が一瞬にして飲み込んだと考えると遑ろ無い思いに駆られました。

石巻市の大川小学校では、児童の遺族の方が学校の案内や当時の様子を語ってくださいました。2階の教室の天井は、建物の骨組みが見える状態になっており、体育館へと続く廊下は柱の根本から倒れ、津波の怖さを物語っていました。ここで多くの児童や教職員が犠牲になったと考えると、胸がつまりました。

南三陸町の「防災キャンプそなえ」では、災害が発生したと想定し、避難所の開設や運営を行いました。電気、ガス、水道が停止した状況で、食料の確保や寝床の準備など参加した先生方と協力して、避難所生活を体験しました。この体験から災害時の連携や優先順位、災害に対する日頃からの意識や備えを学びました。実際に、被災した語り部の方々から当時の避難状況を聴くことで、自然災害の脅威を改めて実感しました。震災時の行動や利用した道具などを学ぶことで、災害発生時の対応や知識を得ました。

「町立大船学園」では、仮設校舎(現在は新校舎に移転)で一生涯懸命に勉学に励む児童生徒の様子を見ることができ、岩手県の小中学校の教職員との交流では、震災発生時の状況や現在の各学校の取り組みについて貴重なお話を聴くことができました。

視察研修を終え、撮影した写真をもとに、校内研修で災害直後の状況や被災地の現状を報告しました。また、学級の児童にも写真を通して、災害時の避難方法や助け合いなどについて語ることができました。自分自身も非常食やラジオ、寝室に靴を準備するようになりました。また、被災地を訪ねることで、日常のライフラインの有難さを実感しました。

このように様々な体験をすることで、大変有意義な研修になりました。

今回の視察研修を企画して頂いた沖縄県教職員共済会をはじめ、岩手県教互センターの佐々木さん、団長の嘉手苅直先生、視察研修で出会った方々に深く感謝申し上げます。



大川小学校の校舎

海外研修

訪問国の文化や歴史、教育制度などを研修し、日常の教育実践に反映することを目的に開催しました。

海外研修(ベトナム・カンボジア)に参加して

名護特別支援学校 岸本 洋子

10年ほどは海外旅行に行けなく、テーブルの上に置かれた旅のパンフレットは、私に「そろそろ海外旅行に出かけてみたら?」と言うかのように目にとまりました。ベトナムの音楽やアオザイという民族衣装に興味があり一度は行ってみたいと思っていました。食事がおいしいということにも魅力がありました。それに世界遺産のカンボジアのアンコールワット見学もあるということで出かける事と決めました。

初めて顔を合わせる団員の方々に、戸惑うこともありましたが、しかし時間がたつにつれ、気心が知れ旅を楽しむ仲間になっていきました。初日「海の桂林」と言われるハロン湾でクルージングをしながらおいしい料理に舌鼓を打ち、パッチャン村では欲しかったパッチャン焼きを購入、現在我が家の食卓には欠かせない物になりました。カンボジアのアンコールワットの壮大さ、朝日に輝くその姿は古へと時間を誘ってくれました。暑い真夏の日射しもなんのその、もう少しアンコールワットにいたいと思いました。鑑賞したカンボジアの民族音楽・踊りはタイに近い感じがし、ベトナムに戻り民族芸能の水上人形劇鑑賞やベトナム音楽は、初めて聴く音楽で、現地で鑑賞する良さを感じました。ベトナムの私立中・高等学校も見学させていただき、英語に重点をおきグローバル社会に対応できる生徒の育成をめざしているということで、意義深い研修を行うことができました。

素敵な出会いに感謝! 神教済の方々をはじめ、旅をお世話してくださった方々へ感謝! 「世界は一冊の本のようなもの、旅をしないということはその本の1ページしか読まないようなもの」という言葉があります。忙しい日々ではありますが、機会があれば思い切って参加してみてください。



アンコールワット

スポーツ施設利用補助についてのお知らせ

新規

平成29年度より、利用できる施設が増えました!!
より多くの組合員のご利用よろしくお願いします。



スポーツ・フィットネスセンター
名護市屋部 1,17 番地



スポーツパレスジスタス
(美里店・浦添店・那覇店)



NB 沖縄
南風原町津嘉山 1535 番地

新規

ドック受診を希望した組合員の皆様へ

(平成 29 年 4 月 1 日時点 33 歳以上)

ドック受診を希望した組合員には、所属を通して「受診券」を配付しています。



対象所属

- ・ 教育庁本庁及び出先機関
- ・ 県立学校
- ・ 県立看護大学
- ・ 県立芸術大学
- ・ 国頭村教育委員会管内学校

- ・ 東村教育委員会管内学校
- ・ 今帰仁村教育委員会管内学校
- ・ 伊是名村教育委員会管内学校
- ・ 北中城村教育委員会管内学校
- ・ 久米島町教育委員会管内学校
- ・ 多良間村教育委員会管内学校



対象所属

上記以外の市町村
教育委員会管内学校

ドック受診の際、医療機関に受診券の提出がないと補助を受けることができませんので、受診券が配付されているか確認し、紛失しないように受診日まで大切に保管してください。

紛失等により再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック再発行(取消)届書」を受診日の2週間前までに当支部まで提出してください。

貸付けのご案内

公立学校共済組合貸付けの便利な4つのポイント



担保や連帯
保証人の
設定が**不要**



お申し込み
や繰上返済に
かかる手数料
が**無料**



ご返済は
給与天引きで
自動返済



全ての手続きが
勤務先で可能

利率
年**2.72%**
※平成29年5月現在



●使用用途は自由！
(※生活費・借金返済等は除く)

●借入可能額は**最大200万円**

●返済期間は**最長10年**

一般貸付け

こんなときに借りられます！

- ・新しく車を購入したい
- ・海外へ旅行したい…etc

教育貸付け

こんなときに借りられます！

- ・大学に入学する子どもの一人暮らしにかかる家賃・敷金・礼金を借りたい
- ・教育ローンの借換えをしたい…etc

●組合員・被扶養者・子・孫・兄弟姉妹のための
教育資金としてご利用いただけます

●借入可能額は**最大550万円**

●返済期間は**最長20年10ヶ月**

上記貸付け以外にも、住宅貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、等様々な種類の貸付けがありますのでぜひご検討ください。

貸付規程の一部改正について

公立学校共済組合貸付規程の一部改正に伴い、平成29年1月1日から貸付事業に係る事務取扱いが一部変更になりました。

貸付けの対象範囲の拡大

教育貸付け、医療貸付け及び葬祭貸付けに係る、資金を必要とする者のうち被扶養者でないものの範囲に兄弟を加えました。

住宅災害貸付け及び災害貸付けの利率引下げ

住宅災害貸付け及び災害貸付けの利率を引き下げました。

住宅災害貸付け 災害貸付け	改正前	改正後
	年 2.28%	年 1.72%



※貸付利率は、見直し時点の利率です。今後、金利情勢の変動に伴い利率が上昇する場合があります。

退職等年金給付（年金払い退職給付）の 給付算定基礎額残高通知書の見方ガイド

給付算定基礎額残高通知書は平成27年10月より新たに創設された「年金払い退職給付」の残高通知になります。

（年に1度、7月末に公立学校共済組合本部より発送されます。）

① 標準報酬月額

掛金を算出する際に基礎となる標準報酬の額です。

② 付与額

①に付与率（平成28年度1.5%）を掛けた額です。

③ 利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率を掛けた額です。

④ 給付算定基礎額残高

当月までの②付与額と③利息の合計となります。

⑤ 給付算定基礎額等合計

65歳受取の際に算定の基礎となる額の合計です。

※基準利率：法律に基づき毎年10月に見直されます。

見本 給付算定基礎額残高通知書

（27年10月～28年3月）
（80641000000000） 無印

公立 太郎 様

（以下） 標準報酬月額 付与率 利息 給付算定基礎額残高

月 ① ② ③ ④

平成27年10月から退職時まで積み立てます。

10月	530000	7950	3	7953
11月	530000	7950	6	15909
12月	1590000	23850	15	39774
1月	530000	7950	19	47743
2月	530000	7950	22	55715
3月	530000	7950	25	63690

※ 標準報酬月額 欄には、前月に付いた課税中世帯の額を記入します。

区 分	給付算定基礎額残高	付与率	利息	給付算定基礎額等合計
前 月 末 額				
付 与 額 計	63600			
利 息 額	90			
今 月 末 額	63690			
前 月 末 額 等 計	63690			

⑤ 年 金 払 い 退 職 給 付 金 入 道 額 0円 6月

付 与 率	平成27年 10月～平成28年 3月	1.500%
基準利率（年率）	平成27年 10月～平成28年 3月	0.480%

基礎年金番号 3000000000 作成日 平成28年 7月 8日

「年金払い退職給付」については福利おきなわ 平成28年9月号をご覧ください。

マイナンバーの提供について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成28年1月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始されました。

これに伴い、当共済組合においても、「地方公務員等共済組合法施行規定」の一部改正（平成29年1月1日施行）により、平成29年1月1日以降、組合員の資格取得及び被扶養者の認定申告時に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。



Q マイナンバーは今後どう使うの？

組合員及び被扶養者の皆さまの個人番号の提供を受け、マイナンバーを書類の受理や情報管理の事務、また情報提供ネットワーク（※）による国、地方公共団体等への情報提供に利用します。

※情報提供ネットワーク

国、地方公共団体、医療・年金保険者等関係機関の間で特定個人情報をやり取りするためのネットワークシステム

Q マイナンバーはどのように提供するの？

所属所を通して、組合員申告書、被扶養者申告書と併せて、「個人番号報告書」をご提出ください。

ただし、**県費負担職員及びその被扶養者（個人番号を県へ提供している者に限る。）**については、**県から個人番号を取得するため対象外**となります。

マイナンバーは、組合員の皆さまの手続きを迅速かつ早期に進めるために必要です。
マイナンバーの提供のご理解とご協力をお願いします。

平成28年度の検認(被扶養者に係る資格確認事務)について



ご協力いただきありがとうございました！

- ▶ 平成28年度の検認においても、遡って認定取消となる事例が多く見受けられました。
- ▶ 収入が基準額を超過したり、就職し新たな保険証が付与されるなど被扶養者としての要件を欠いたときは、所属所を通じて速やかに取消手続きを行ってください。
- ▶ 組合員は、今後とも被扶養者として認定されている方の月々の収入に十分ご注意ください、遡って認定が取り消されることのないよう宜しくお願い致します。

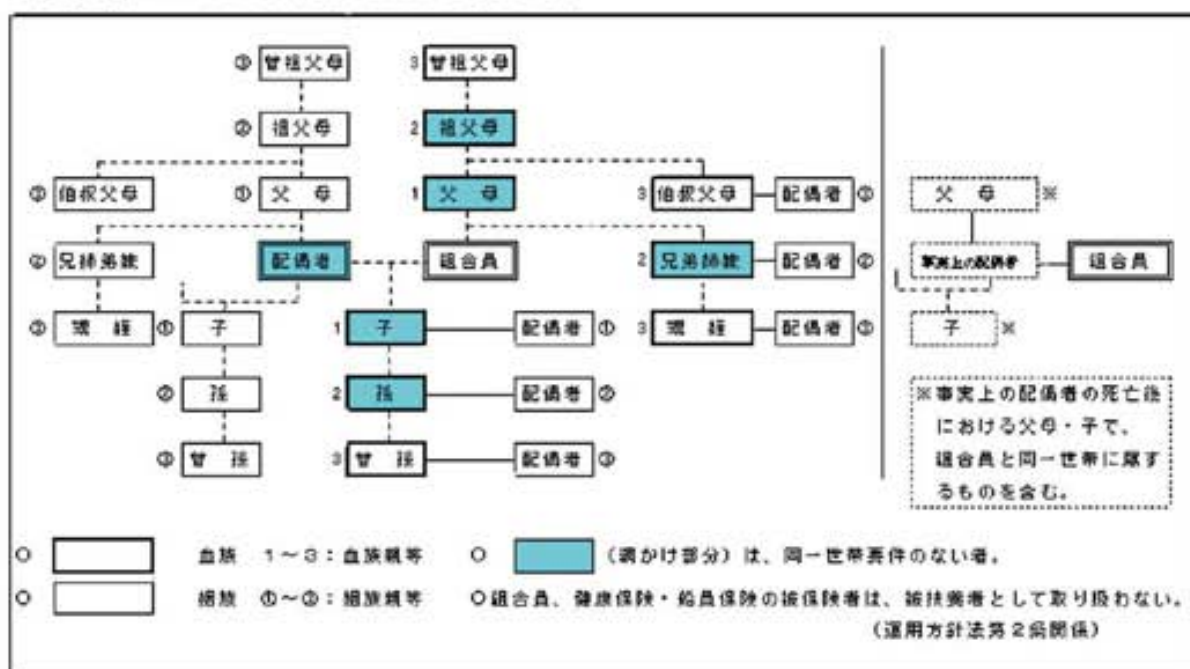


資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が負担した医療費(約7割分)については組合員へ返還請求します。

被扶養者の認定事務とは

認定で確認するのは、(1) 身分関係 (2) 生計維持関係 の2つです。

(1) の身分関係については、下図のとおりとなります。



(2) の生計維持については次の全てに該当することが必要です。

- ① 被扶養者について、組合員以外の者が扶養手当等をうけていないこと。
- ② 被扶養者を他の者と共同扶養する場合、組合員が社会通念上、主たる扶養者といえること。
- ③ 被扶養者が年額130万円未満(収入に年金を含む方は年額180万円未満)の収入であること。

共済組合では、被扶養者について「普通認定」と「特別認定」に区分して認定事務を行っています。

普通認定

同居で(給与条例上の)扶養手当が認定されている者

※祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟姉妹は別居でも可

特別認定

所得基準額：年額130万円未満
(公的年金受給者は年額180万円未満)

※所得税法上の所得ではなく、収入の総額(支給総額)です

■認定または取消事由が生じた場合は、所属所を通じて手続きを行ってください。

認定事由

- 退職、結婚、出産等により組合員が扶養することになったとき
- 雇用保険の受給が終了し、収入がなくなったとき
- 収入が減少し、年額130万円（公的年金受給者は年額180万円）未満となったとき
- 被扶養者が普通認定の要件（扶養手当受給）に該当しなくなったが、特別認定の要件には該当するとき
例) ①22歳年度末を迎えて、扶養手当の受給がなくなった
②年金改定により、年間収入が130万円以上180万円未満になった
③育休中に扶養手当認定が取り消された

取消事由

- 扶養手当が取消となったとき
- 就職して、社会保険等新たな健康保険の被保険者となったとき
- 日額3,612円以上雇用保険の給付を受けることになったとき
- 就業中に3ヵ月連続で月額108,334円以上の収入を得たとき（見込める場合も含む）
- 組合員以外の者の被扶養者となったとき
- 同居が認定の要件とされている親族（配偶者の父母等）が組合員と別居したとき
- 別居している扶養親族への送金を行わなくなったとき

提出書類

- 被扶養者申告書
 - 普通認定の場合…扶養手当認定簿の写し
 - 特別認定の場合…扶養事実申立書、住民票謄本、戸籍謄本、所得証明書、扶養に関する協議書、送金証明書等
- ※別居の被扶養者について、送金の確認を行っています。手渡しは認めていませんので、送金の事実が確認できる書類（ATMの利用明細票等）の保管及び提出をお願いします。

資格喪失後の無資格受診について

資格喪失後の無資格受診にご注意ください!!



**組合員証等は資格喪失日以降使用できません！
資格喪失後は速やかに組合員証等をご返却ください!!**

※「限度額適用認定証」・「高齢受給者証」等が交付されている場合は、併せてご返却ください。
また、後期高齢者医療制度に該当する75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方）についても、ご返却をお願いします（取消申告書等の提出は不要です）。

扶養を遡って取り消された場合の医療費の返還請求が 高額になるケースが増えています！

扶養手当が遡って取り消された、特別認定で遡って取り消された場合、原則、被扶養者の資格も遡って喪失となります。
その場合、喪失日以降の受診については、無資格受診となり、公立学校共済組合が負担した医療費（約7割分）について、後日、組合員に**全額返還**していただくこととなります。

また、資格喪失後、次に加える保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、資格喪失後は当共済の組合員証等は使用できません。医療機関では組合員証等の有効・無効の判断ができないため、誤って無資格の組合員証等を使用されますと、**医療費の返還が生じます**。

保険証がない状態で受診する場合は、いったん全額負担していただき、保険証が届いた後、加入する保険者に療養費の請求を行うと、保険者負担分（約7割分）の給付が受けられます。

傷病手当金(傷病手当金附加金)

組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため引き続き勤務に服することができない場合で、給付要件を満たす場合、傷病手当金(傷病手当金附加金)の給付を受けることができます。

給付期間は、傷病手当金(法定給付)は同一傷病については、待機期間3日を経過した日から起算して最大1年6月間(結核性の病気については3年間)、傷病手当金附加金は同手当金の給付期間が満了した日の翌日から6月間(現役の組合員のみ)の範囲内です。

待機期間3日を経過した日は、病気休暇中の場合が多く、給付要件を満たすのは、病気休職(無給)時からの場合が大半です。

給付額(月額) = 給付日額 × 給付日数(勤務を要する日)

※給付日額 = 標準報酬日額 × 2 / 3

※標準報酬日額 = 標準報酬月額 × 1 / 22

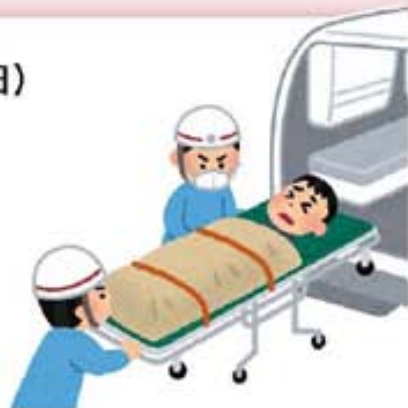
例) 標準報酬月額440,000円、勤務を要する日23日の場合

標準報酬日額20,000円 (= 440,000円 × 1 / 22)

給付日額13,333円 (= 20,000円 × 2 / 3)

給付額306,659円 (= 13,333円 × 23)

※傷病手当金の算定基礎となる標準報酬の月額については、直近の継続した12月の標準報酬の月額の平均額。



一部の組合員は、病気休職(8割支給)時に給付が開始します(給付日額 > 報酬日額のと看)。その後の期間において、給付額が無い期間も通算します(病気の途中で出勤した期間は給付期間に通算されませんが、再び同じ傷病で勤務に服さなかった期間は給付額が無くても通算されます)。

給付額 = (給付日額 - 報酬日額) × 給付日数

※報酬日額 = 日々の勤務に対して支給される給料月額等 / 勤務を要する日
+ 日々の勤務とは関係なく支給される通勤手当等 / 22

例) 標準報酬月額440,000円(給付日額13,333円)、給料月額400,000円、通勤手当

30,000円は支給停止、勤務に要する日23日の場合

報酬日額17,845円 (= 400,000円 / 23 + 0円 / 22)

給付額93,334円 ((17,391円 - 13,333円) × 23)



※共済組合沖縄支部ホームページ掲載の「傷病手当金試算シート」で確認することができます。

【病気休職(8割支給)中の一部の月に給付額がある場合の傷病手当金の給付期間】



また、傷病手当金と同一傷病で障害厚生(共済)年金等の給付を受けている場合、給付額の調整があります。

3歳未満養育特例

3歳未満養育特例とは？

3歳未満の子を養育している期間に、組合員の標準報酬月額が、育児短時間勤務や部分休業、諸手当の減少等で標準報酬月額が低下した場合、将来の年金額が低くなることを避けるため、年金の計算上は、子を養育する前の高い標準報酬月額で保障します。

※実際の掛金・保険料額等を低下、免除する制度ではありません。

(例) 子が出生した場合

・「子が出生した日の前月の標準報酬月額」と、子が3歳に達するまでの期間の「標準報酬月額」を比較する。

													特例の対象期間							
月	4	5	6	7	8	～	1	2	3	4	5	6	7	5	6	7				
出生 ← 育児休業 → 復帰																	▼標準報酬の決定・改定が行われた月で、従前標準報酬より下回る場合に適用。			
標準報酬月額 (掛金の算定)		340,000													280,000					
(年金の計算)		※ 産前産後、育児休業掛金免除期間中は特例の対象外になります。													340,000					

▼標準報酬の決定・改定が行われた月で、従前標準報酬より下回る場合に適用。

対象者

- ・3歳未満の子を養育（同居）している組合員で申出を行った方。
- ※ 妻に限らず夫も対象・・・両親とも組合員の場合でも申出ができます。
- ※ 育児休業を取得していなくても利用できます。
- ※ 掛金免除期間中は特例の対象外となります。必ず復帰後に手続きください。



手続き方法

- ・所属所を通して申出を行ってください。
- 【提出書類】・（様式名）3歳未満の子を養育する旨の申出書…ホームページからも様式ダウンロードできます。
 - ・住民票謄本（マイナンバー記載なし、コピー不可）
 - ・戸籍謄本または子の戸籍抄本（コピー不可）

→添付書類は、提出日から遡って90日以内のもの

対象期間

- ・原則、子が3歳に達するまでは適用されますが、次の事由に該当する場合は申出をした子の特例が終了します。下記の「○」に該当する場合は、「3歳未満の子を養育しない旨の届出書（添付書類不要）」の提出が必要です。

手続き	該 当 事 由
×	組合員が死亡したとき、又は退職したとき
○	申出をした子以外の子を養育することとなったとき
○	申出をした子が死亡したとき、その他組合員が子を養育しないこととなったとき
○	組合員が掛金の特例（免除）を受ける育児休業等を開始したとき
○	組合員が掛金の特例（免除）を受ける産前産後休業を開始したとき

注意事項

- ・3歳未満養育特例は任意の申出になります。
- また、現時点で標準報酬月額が低下していない場合でも、将来、標準報酬の決定・改定等で低下する場合も考えられますので申出をすることはできます。（※時効は2年間です。）

平成29年度 掛金率

・平成29年4月から介護掛金率が引き上げになります。

（単位：千分率）

短期掛金	介護掛金	厚生年金保険料		退職等年金給付掛金
	40歳以上65歳未満の方が対象	H29.4月～8月	H29.9月～H30.3月	
44.51	5.79	88.16	89.93	7.5

12

平成29年度 保健事業実施計画

I 健康管理事業

公立学校共済組合 沖縄支部

種 名	事業種名	内 容
特定健診等事業	特定健康診査	対 象 者：40歳以上75歳未満の組合員、被扶養者及び任意継続組合員（本人負担なし） ○組合員 ・健診事業の1日人間ドック、脳ドックを受診することで特定健康診査に資する。 ・それ以外の組合員は事業主が実施する定期健康診断より診査結果の提供を受ける。 ○被扶養者及び任意継続組合員 ・支部発券の「特定健診受診券」により市町村の実施する集団検診又は、指定医療機関にて診査を行う。
	特定保健指導	対 象 者：特定健康診査の結果に基づき、「動機付け支援」「積極的支援」の対象となる者。 方 法：対象者には「特定保健指導利用券」を発券し、①指定医療機関にて保健指導を受ける。 又は②個別訪問による保健指導を受ける。
健診事業（特定健康診査も含む）	1日人間ドック	対 象 者：平成29年4月1日現在、33歳以上の組合員 （1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択。） 受診病院：県内 38 医療機関等 期 間：5月～12月 補 助 額：ドック 16,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 （前立腺がんについては、平成29年4月1日現在、50歳以上の組合員を対象とする。） 定期健診補助：3,000円 事業主健診(定期健診)分について支部が受託する教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸大・看護大学、市町村(国頭村教育委員会、東村教育委員会、今帰仁村教育委員会、伊是名村教育委員会、北中城村教育委員会、久米島町教育委員会、多良間村教育委員会)管内の小学校・中学校・幼稚園に所属する組合員が人間ドックを受診する場合、3,000円を公立共済が補助する。 ※支部より定期健診に必要な健診結果を事業主（委託）へ報告する。
	器官別検診	脳ドック 対 象 者：平成29年4月1日現在、33歳以上の組合員（1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択。） 受診病院：県内 20 医療機関等 期 間：5月～12月 補 助 額：ドック 16,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 （前立腺がんについては、平成29年4月1日現在、50歳以上の組合員を対象とする。）
		婦人科検診 対 象 者：女子組合員全員及び配偶者（被扶養者）全員 （組合員本人については、婦人科検診を実施するドック指定医療機関でのドック受診者は除く。） 受診病院：那覇市医師会契約医療機関 約50医療機関 期 間：6月～12月 補 助 額：別途通知します。 内容：子宮がん検診、乳がん検診
健康づくり事業	健康教育	スマートライフセミナー（いきいき健康教室）（冲教済、互助会 共催事業） 生活習慣病予防のための運動指導と食事改善のセミナーを実施する。 対 象 者：組合員及び被扶養者である配偶者 時 期：夏季休暇期間中（2回）
		笑顔をつくる元気マネジメントセミナー（冲教済、互助会 共催事業） ストレスに関する基本的な知識を学びながら、リフレッシュ方法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者：組合員 時 期：夏季休暇期間中（1回）
		女性のための健康セミナー（冲教済、互助会 共催事業） 女性に特化した健康増進のための最新情報や、心を癒す実践方法を習得する健康セミナーを実施する。 対 象 者：組合員 時 期：夏季休暇期間中（2回）
		保護者対応セミナー（冲教済、互助会 共催事業） 「学校と保護者のいい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得するセミナーを実施する。 対 象 者：組合員 時 期：夏季休暇期間中（2回）
		メンタルヘルスツーリズム（台湾・韓国・アジア）（冲教済、互助会、日教弘 共催事業） 若年者へのメンタルヘルス維持向上を図ることを目的に研修旅行を実施する。 対 象 者：40歳未満組合員 ※台湾1団・韓国1団・アジア（場所未定）1団 各団30名 時 期：冬季休暇期間中
	健康指導	メンタルヘルス補助（互助会へ委託 共催事業） 対 象 者：組合員（1回15,850円を補助する。） 実施機関：リワーク・ステーションBowL
	健康相談	教職員等のメンタルヘルス相談（互助会へ委託 共催事業） 対 象 者：組合員（1回4,000円を、年度間5回まで補助する。） ※看護大、芸大、市町村費組合員で他互助会加入者は、1回8,000円を補助する。 受診病院：県内7医療機関等

種 名	事業種名	内 容
健康づくり事業	スポーツ施設 利用補助	組合員の運動不足の解消を図る。 対 象 者：組合員 実施機関：スポーツバレス ジスタス（那覇店、浦添店、美里店）（1回 540 円で月 8 回まで利用できる。） ※ 9 回目からは自己負担 1,080 円となります。 スポーク・フィットネスセンター（名護市）（1回 540 円で月 8 回まで利用できる。） ※ 9 回目からはビジター料金（1,080 円）となり、設備利用にも制限あり。 エヌビー沖縄（南風原町）（1回 540 円で回数制限なしで利用できる。） ※ 利用人数に制限あり（1 度に 10 人まで）。利用者の入れ替え可能。

Ⅱ 一 般 事 業

種 名	事業種名	内 容
教養・文化関係	介護講座	介護講座・実技研修（冲教済、互助会 共催事業） 介護に関する知識及び実技を習得するセミナーを実施する。 対 象 者：組合員 時 期：夏季休暇期間中（1 回）
	ライフサイクル プラン	生涯生活設計セミナー（県、冲教済、互助会 共催事業） ライフサイクルプランとして組合員の生活設計に関する知識、手法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者：組合員 時 期：夏季休暇期間中（対象年齢：39 歳以下 1 回、40 ～ 49 歳 1 回、50 ～ 58 歳 1 回）
		【退職準備型】生涯生活設計セミナー（冲教済、互助会 共催事業） 退職後に必要な人生設計に関する健康や生きがい、生活設計に関する収入及び支出の基礎的な知識等を習得する。 対 象 者：退職予定組合員 時 期：夏季休暇期間中（6 地区）
	子育て支援	育児支援セミナー（冲教済、互助会 共催事業） 子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者：育児休業中組合員 時 期：10 月中（1 回）
	結婚支援	恋活クルージング（冲教済、互助会、共催事業） 未婚化、晩婚化対策として組合員に出会いの場を提供することを目的に実施する。 対 象 者：独身の組合員 時 期：11 月中（1 回）
	研修旅行	宮城・岩手被災地研修（冲教済、互助会、日教弘 共催事業） 被災地の現状を実地見聞など幅広く研修し、日常の教育実践に反映することを目的に研修旅行を実施する。 対 象 者：組合員及びその家族 30 名 時 期：夏季休暇期間中
		海外研修（アジア ※ 2 か国予定）（冲教済、互助会、日教弘 共催事業） 訪問国の文化や歴史、教育制度など幅広く研修し、日常の教育実践に反映することを目的に実施する。 対 象 者：組合員及びその家族 各 30 名 時 期：夏季休暇期間中
組合員関係 へき地	診 療 補 助 （診療交通費等補助）	4・5 級地等指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で診療を受けた場合及び支部事業で開催する講座等に参加する場合に、何れも片道分の交通費を年度間 3 回を限度として補助する。
	そ の 他 （健康管理支援補助）	4 ・ 5 級地等指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で健診事業を受けた際、1 日人間ドック・脳ドック・婦人科検診の何れか一つに往復の交通費を補助する。
その他関係	予防接種補助	インフルエンザ予防接種補助（互助会、共催事業） 対 象 者：組合員 補 助 額：1,000 円を、年度間 1 回に限り補助する。
	研修等 交通費補助	当支部主催の研修事業（セミナー関係）等に受講する際的那覇までの片道の交通費を年度間 3 回を限度として補助する。 対 象 者：宮古・八重山地区所属の組合員 補 助 額：8,000 円以内

新規事業	①「保護者対応セミナー（講演、ワークショップ）」 講師：小野田 正利（大阪大学大学院 人間科学研究科 教授）
変更した 事業	①人間ドック・脳ドック事業…指定医療機関追加及び受診科目減 追加医療機関名：【人間ドック・脳ドック】KIN 放射線治療・健診クリニック（金武町字金武 10897 番地）、 【脳ドック】嶺井第一病院（浦添市字大平 466 番地） 受診科目減医療機関名：とよみ生協病院…平成 29 年度から「脳ドック」は実施しない。 ②メンタルヘルス補助…平成 28 年度：全 4 回のプログラム（補助額：4,900 円） →平成 29 年度：個別面談を充実させた全 6 回のプログラム（補助額：15,850 円）に変更。 ③スポーツ施設利用補助…指定対象施設追加 施設名：スポーク・フィットネスセンター（名護市字屋部 117 番地）、エヌビー沖縄（南風原町津嘉山 1535）